

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年 4 月25日

【会社名】 株式会社足利ホールディングス

【英訳名】 Ashikaga Holdings Co., Ltd

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 松 下 正 直

【本店の所在の場所】 栃木県宇都宮市桜四丁目 1 番25号

【電話番号】 (028)622-8411 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役経営企画部長 清 水 和 幸

【最寄りの連絡場所】 栃木県宇都宮市桜四丁目 1 番25号

【電話番号】 (028)622-8411 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役経営企画部長 清 水 和 幸

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 1【提出理由】

当社は、平成28年4月25日開催の取締役会において、株主総会の承認及び関係当局の認可等を得られることを前提として、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社常陽銀行（以下「常陽銀行」といい、常陽銀行と当社を併せ、以下「両社」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）による経営統合（以下「本経営統合」といいます。）を行うことを決議し、本日、両社の間で株式交換契約書を、並びに、常陽銀行及び株式会社足利銀行との間で経営統合契約書を、それぞれ締結いたしました。本株式交換の実施により特定子会社の異動が発生しますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出いたします。

## 2【報告内容】

### (1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 株式会社常陽銀行  
住所 : 茨城県水戸市南町二丁目5番5号  
代表者の氏名 : 取締役頭取 寺門 一義  
資本金 : 85,113百万円  
事業の内容 : 銀行業

### (2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	722,869個（予定）	100%

(注) 1 所有議決権の数は、常陽銀行が平成28年2月1日に公表した平成28年3月期第3四半期決算短信[日本基準]（連結）に記載された平成27年12月31日現在の常陽銀行の発行済株式総数（766,231,875株）から、当該決算短信に記載された平成27年12月31日現在の常陽銀行の所有する自己株式数（43,362,340株）を控除した株式数（722,869,535株）に係る議決権の数（722,869個）を記載しております。

2 本株式交換に際して常陽銀行の株主から株式買取請求権の行使がなされた場合等には、当社の所有に係る常陽銀行の議決権の数が変動することがあります。この場合でも、異動後における当社の所有に係る議決権の数の常陽銀行の総株主等の議決権に対する割合に変更はありません。

### (3) 当該異動の理由及びその年月日

#### 異動の理由

本株式交換の実施により当社の完全子会社となる常陽銀行は、その資本金の額が当社の資本金の額の100分の10以上に相当するため、当社の特定子会社に該当することとなります。

#### 異動の年月日

平成28年10月1日（予定）

以 上